



社団法人川崎北工業会定款

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 4 条）
- 第 2 章 会員（第 5 条～第 10 条）
- 第 3 章 役員及び職員等（第 11 条～第 17 条）
- 第 4 章 総会（第 18 条～第 26 条）
- 第 5 章 理事会（第 27 条～第 34 条）
- 第 6 章 常任理事会（第 35 条～第 40 条）
- 第 7 章 委員会（第 41 条）
- 第 8 章 資産、事業計画等（第 42 条～第 46 条）
- 第 9 章 定款の変更及び解散（第 47 条～第 48 条）
- 第 10 章 雑則（第 49 条）
- 附 則

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人川崎北工業会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を神奈川県川崎市高津区久地872番地に置く。

(目的)

第3条 本会は、川崎北部における工業地域の環境整備及び公害防止に関する調査、研究及び推進並びに企業の経営改善及び労務改善に関する講習会、研修会及び情報提供を行うことにより住み良い地域社会の創造と企業の健全な発展を図り、もって社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 環境整備及び公害防止事業
- (2) 環境整備を推進するための調査及び研究
- (3) 経営改善、労務改善及び安全衛生に関する講習会及び研修会の開催
- (4) 経営改善、労務改善及び安全衛生に関する情報の収集及び提供
- (5) 機関紙の発行
- (6) 健康診断の実施
- (7) 福利厚生に関する事業
- (8) 労働保険に関する事業
- (9) その他目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(会員の種類)

第 5 条 本会の会員は、次の 2 種とする。

- (1) 正会員 川崎北部地区及び近隣地区に事業所又は営業所若しくは出張所を有し、本会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した個人又は団体

(入会)

第 6 条 会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。

(会費)

第 7 条 正会員は、総会において定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(退会)

第 8 条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するとき（賛助会員にあつては、第 2 号に該当するとき）は、総会において、正会員の 4 分の 3 以上の同意により、これを除名することができる。

- (1) 会費を引き続き 1 年以上納入しないとき。
- (2) 本会の名誉をき損し、又は本会の設立の趣意に反する行為をしたとき。

2 前項第 2 号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員等

(役員の種類及び選任)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副 会 長 2人以上5人以内
- (3) 常任理事 6人以上10人以内
- (4) 理 事 (会長、副会長及び常任理事を含む。) 28人以上33人以内
- (5) 監 事 2人

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 会長、副会長及び常任理事は、理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の仕事)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐して会務を掌理し、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 常任理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を分掌する。

4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は、2年とする。ただし、補欠として選任された役員の仕事は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の仕事は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第14条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、正会員の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたと認められるとき。
- 2 第9条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、同項中「前項第2号」とあるのは「第14条第1項」と、「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(役員報酬)

第15条 役員は、原則として無報酬とする。

(名誉会長、顧問及び相談役)

第16条 本会に名誉会長、顧問及び相談役を置く。

- 2 名誉会長、顧問及び相談役は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長、顧問及び相談役は、本会の業務運営上の重要な事項について会長の諮問に応ずる。

(事務局)

第17条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局の職員は、会長が任免する。

第4章 総 会

(総会の構成等)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の権能)

第19条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、本会の運営に関し、重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第20条 通常総会は、毎年3月及び5月に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき又は総正会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があつたときに開催する。

(総会の招集)

第21条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するには、正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第23条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第24条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第25条 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代

理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席正会員の数
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席正会員のうちからその総会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 理 事 会

(理事会の構成)

第27条 理事会は、理事をもつて構成する。

(理事会の権能)

第28条 理事会は、この定款に別に定めるほもほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第29条 理事会は、会長が必要と認めたとき又は理事の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があつたときに開催する。

(理事会の招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(理事会の議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第32条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第33条 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の議事録)

第34条 第26条の規定は、理事会の議事録について準用する。この場合において、同条中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と、「出席正会員の数」とあるのは「出席理事の氏名」と、「出席正会員のうち」とあるのは「出席理事のうち」と読み替えるものとする。

第6章 常任理事会

(常任理事会の構成)

第35条 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成する。

(常任理事会の権能)

第36条 常任理事会は、理事会の議決を要しない常務の執行に関する事項を協議する。

(常任理事会の開催)

第37条 常任理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(常任理事会の招集)

第38条 常任理事会は、会長が招集する。

(常任理事会の議長)

第39条 常任理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(常任理事会の定足数)

第40条 常任理事会は、構成員の過半数の出席がなければ開会することができない。

第7章 委員会

(委員会)

第41条 第4条に規定する本会の事業を分担するため、次に掲げる委員会を設ける。

- (1) 総務委員会
- (2) 事業委員会
- (3) 厚生委員会
- (4) 広報委員会
- (5) 臨時特別委員会

2 委員は、正会員のうちから理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 委員会の組織及び運営について必要な規則は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

第8章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第42条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産

- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第43条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て定める。

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、その年度開始の日の10日前までに総会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算書類)

第46条 本会の事業報告及び収支決算書類は、毎事業年度ごとに会長が作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2箇月以内に総会の承認を得なければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第48条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散をする場合は、正会員の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得なければならない。

- 3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、主務官庁の承認を得て、本会と類似の目的をもつ法人に寄付する。

第10章 雑 則

(委任)

第49条 この定款の施行について必要な事項は、この定款に別に定めるもののほか、会長が理事会の議決を経て別に定める。

付 則

- 1 本会の設立当初の役員は、第11条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、設立許可のあつた日から昭和63年3月31日までとする。
- 2 本会の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、設立許可のあつた日から昭和62年3月31日までとする。
- 3 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。